講　演　資　料

講　師　元衆議院議長　横　路　孝　弘

憲法改悪！　自由と民主主義の危機を語る

１．　集団的自衛権とは　1

２．　安倍政権が強行成立させた安保法制
（１）存立危機事態（彗星武力攻撃事態法）　3
（２）存立危機事態の１５事例集について　7
（３）重要影響事態法　１０
（４）国際平和支援法　１１
（５）後方支援（イラクとアフガニスタンの例）　１２
（６）改正ＰＫＯ協力法　１５
（７）武器等保護　１６

３．　資　料
・緊急事態条項不要論　１７
・憲法９条の下で許容される自衛隊の措置　１９
・戦争廃止こそ最終の解決策（マッカーサー元帥の証言）　２３
・ワイズゼッカー氏講演要旨　２５
・南京事件　２７
・従軍慰安婦問題　２８
・平和に生きる権利　２９
・戦前期日本の「出兵一覧」　３０
・日本国憲法　今も最先端　３２
・自民党　憲法改正案条文案（抜粋）　３３
・特攻と玉砕　３７
・出兵及び言論統制やテロなどに関わる歴史（１）　３９
・大正･昭和初期の主なテロ･クーデター　４１
・宗教と治安維持法　４３
・出兵及び言論統制やテロなどに関わる歴史（２）　４４

別添資料（縦書・裏綴じ）
自由民主党・日本国憲法改正草案(現行憲法対照)平成24年4月27日(決定)

【集団的自衛権とは】

1. 政府は集団的自衛権を、日本の防衛を目的に限定的に使われるものと、他国防衛を目的としたものに分けて、前者は憲法の枠内としている。集団的自衛権の本質は他国防衛であり、歴代政府もそう理解し表明してきた。分離できるものではなく、自国防衛と称して武力行使するのは、違法な先制攻撃そのものだ。—宮崎元法制局長官—
2. 国連憲章 51 条で自衛権が認められているのは、日本が攻撃された場合に初めて個別的自衛権が行使されるのであって、攻撃されていない場合に日本の自衛権は行使できない。
3. 国際司法裁判所はニカラグア判決で集団的自衛権の行使にあたって、必要性と均衡性の要件に加えて、次の 3 項目が集団的自衛権の要件とする。
   ① 集団的自衛権の支援を受ける国家が武力攻撃の犠牲国であること
   ② 当該国が武力攻撃を受けたと宣言を行うこと
   ③ 当該国からの要請があること
   過去のケースが、余りにも大国が自己の利益のために軍事介入をしているケースが多いため、それに枠をはめようとしてこの 3 要件となったもの。
4. 判決は、第 3 国が自らの状況判断に基づいて集団的自衛権を行使することを認めるような慣習国際法は存在せず、集団的自衛権によって利益を受ける国家が武力攻撃の犠牲となったことを宣言することが期待されるとしている。
5. 要請という要件も、従来のケースは要請があったのか否か、誰が要請したのか不明なケースが多いので、正式な政府による要請として、集団的自衛権行使国の勝手な行動に制限を加えている。

【今までの集団的自衛権行使の実態】

集団的自衛権とはどういうものかということを見るために、2014 年にアメリカがイラクのイスラム国に対し空爆を行ったのを加えて 15 事例が過去の集団的自衛権のケースをみてみると、例えば攻撃を受けていないケースが沢山あるし、正式な政府の要請でない場合もあるのです。集団的自衛権を行使した国は、アメリカ、ソ連、イギリス、フランスといういずれも軍事大国。いずれも自国の利益を守るためにやっている。例えば、イギリスはヨルダンに、フランスはチャドに集団的自衛権を行使したのは、昔の植民地が独立して、その国の政府が反政府運動に晒されて危うくなっているときに助けてくれと言って出兵している。イエメンの場合は独立運動を弾圧するためにイギリスが介入して行った。ソ連のハンガリーや、チェコへの支援。ハンガリー政府はワルシャワ条約から離脱したいと国連に助けを求めたが、ハンガリー共産党の第一書記がソ連に要請をしたことをもって、ソ連は軍事派遣をした。チェコも同じようなもの。正式な政府の要請もない。攻撃も受けていない。ベトナムのようにトンキン湾事件のようなアメリカの自作自演で集団的自衛権の行使を行ったというケースもある。日本のようにアメリカの様な軍事力の強い所に軍事支援をするなどというのはあり得ないこと。非常にいい加減。私は国会で質問したが、ニカラグア判決に基づいて、アメリカは、日本に要請及び同意が必要であると政府は主張しているが、アメリカにしてみると日

本に助けてほしいなどと言うはずがない。そこで「同意」というニカラグア判決にない言葉を使っている。日本の方が集団的自衛権行使したいけれども、どうだろうとアメリカに言うわけで、それでアメリカが良いよと言う話になる。行使国の利益のために集団的自衛権の行使は認められないという、ニカラグア判決に反する話になっている。国際司法裁判所の判決は明確に「第三国が自らの状況判断に基づいて集団的自衛権を認めるような慣習国際法は存在しない」。日本政府の判断で、日本の利益のためにアメリカにお願いして集団的自衛権という形で自衛権の行使をしたいとアメリカの同意を求めることなど、ニカラグア判決に反しているといえよう。

存立危機事態（改正武力攻撃事態法）

今回の改正案は安倍内閣が昨年７月、憲法解釈を変えて集団的自衛権の行使を認める閣議決定をしたことを受けたもの。

従来の自衛権の３要件

日本の自衛隊が軍事力を行使するのは、

① 我が国に対する急迫不正の侵害のあること
② 排除するために適当な手段のないこと
③ 必要最低限度の実力行使の範囲内で反撃すること

であり、日本が攻撃されていないのに他国の防衛を行うことは、憲法解釈として認めてこなかったのです。

この３要件を受けて日本の安全保障政策の基本は、特に軍事面では次の３点である。

① 国際紛争に軍事介入は行わない
② 海外での武力行使は行わない
③ 戦争は行わない。参加しない

基本戦略は「専守防衛」である。

① 攻撃的な兵器は持たない。空母、中長距離ミサイル、爆撃機など
② 非核三原則の堅持
③ 武器の輸送は行わない
④ 軍事大国にならず、他国に脅威は与えない

個別的自衛権しか行使しない専守防衛政策は、平和国家としての「国のかたち」であった。そして日本は世界に認められる平和国家として戦後歩んできたのである。

それが次のように変えられた。

武力行使の新３要件

存立危機事態

① 密接な関係にある<u>他国への武力攻撃が発生</u>し、<u>日本の存立が脅かされ</u>、国民の生命・自由及び幸福追求の権利が覆される<u>明白な危険</u>がある。
② 我が国の存立を全うし、国民を守るためにたに適当な手段がない。
③ 必要最小限度の実力行使にとどまる。

旧３要件との違い

旧３要件の「我が国に対する急迫不正の侵害」とは、はっきりした行為で明確である。しかし新３要件の「存立危機」はどんな事態かは明確ではないため、国会でいろいろ議論された。

限定的集団的自衛権

① 国際法上は集団的自衛権の行使として認められる他国を防衛するための武力の行使、それ自体を認めるものではありません。

② 日本の場合は極めて「限定的な集団的自衛権の行使」でありますが、国際法上、用語としてはありません。国際法上認められているフルスペックの集団的自衛権のうち、どの部分をどういった形で行使するのか。それはそれぞれの国の様々な事情ですとか法律によって認められるものであり、そうした形で限定的な自衛権の行使をするのです。

③ しかし限定的自衛権の行使は日本の都合によって自衛隊の武力攻撃を行うというもので、国際司法裁判所のニカラグア判決の中で「第三国が自らの状況判断に基づいて集団的自衛権を認めるような慣習国際法は存在しない」と述べているとおり、日本の勝手な限定的手段的自衛権の行使は認められるものではない。結局、政府の判断にすべてを委ねることになってしまうのです。

④ 存立危機事態かどうかは「相手国の意思とか能力とか場所とか、またその推移とか、また我が国に及ぼす蓋然性、そして我が国が被る犠牲、深刻性、重大性などを総合的に判断しまして、存立危機事態として他国に対する武力攻撃の判断を行うということです。

米国が国際法上違法な行為をした場合

① 例えば米国が先制攻撃をしたことに対して相手国が攻撃をしたような場合、それでも他国に対する武力攻撃として日本は助けに行くのかという質問に対して、新３要件を満たせば可能と答弁しています。

→ 国際法上、先制攻撃は認められていません。結局、米国が国際法上許されない攻撃をして反撃を受けたときも、存立危機事態として認めることになるのです。

② アメリカを攻撃した国が我が国に対して武力攻撃する恐れもその意思もない場合はどうかという質問に対して、日本を攻撃しないと言いながら意図を隠していることは当然あり得るとして、新３要件に当てはまれば意思がなくても、我が国が攻撃することもあり得ると答弁している。

③ そのうえ、米艦が攻撃を受けていなくても集団的自衛権は使えるとして、「総合的に判断する。例示がすべてではない」と安倍総理は答弁。

存立危機事態と武力攻撃事態の関係

武力攻撃事態（日本に対する攻撃）には武力攻撃の発生、切迫事態、予測事態とあり、それぞれに自衛隊は対応するのだが、存立危機事態との関係はどうかと問われて、存立危機事態が認定されるような場合が、同時に我が国に対する武力攻撃が予測も切迫もしているとは認められない場合もあり得ると答弁。

つまり、我が国に対する攻撃が切迫も予測もしていないけれども、国民の生命が危機に瀕して武力攻撃事態と同視すべき事態だとどうして言えるのか。

存立危機事態というのは基本的に武力攻撃可能と同視すべき我が国の危機だと説明されていながら、我が国に対する武力攻撃が切迫もしていないし予測もされていない事態も含まれると答弁を繰り返した。

経済的な影響のみで存立危機事態を設定できるのか

ホルムズ海峡において武力攻撃にあたる機雷の敷設によってこれが封鎖された場合を考えると、それは単なる経済的影響にとどまらず、生活物資の不足や電力不足によるライフラインの途絶がおき、これにより国民生活に死活的な影響、すなわち国民の生死に関わるような深刻重大な影響が生じる可能性もあるわけで、これらの点を総合的に評価して状況によっては存立危機事態に該当する場合もある。（答弁）

米国に対する武力攻撃

① 米国に対する武力攻撃は、我が国の国民の命や暮らしを守るための活動に対する攻撃になるので、3要件に当てはまる可能性は高いと答弁。

② アメリカの場合、戦争権限法に基づくアメリカ議会への報告、そして国連安保理事会の報告例を見ると、1995～2014年間、安保理報告は10例、7例は議会のみの報告で終わっている。

その中に、マイナー自衛権と言われているものもあります。例えば、

1986年	西ベルリンにおけるテロ事件をリビアが加担しているとしてリビアに空爆。
1993年	イラクの情報機関がブッシュ大統領の暗殺を企てたとして、バクダッドの情報機関の本部にミサイルを撃ち込んだ。
1998年	ケニアとタンザニアの大統領爆破事件についてアフガニスタンとタンザニアを攻撃したケース

マイナー自衛権と言われるものもアメリカは行使しており、このケースが「他国が攻撃されたとき」に該当するとして、テロリスト相手の戦争に日本も参加する可能性はないわけではない。

他国の領土における武力行使と敵基地攻撃

① 「一般に海外派兵は許されていない」としながらも、中東ホルムズ海峡を念頭に機雷除去は例外的に、他国の領土内での武力行使を認めている。最初から武力行使の「目的をもって」自衛隊を他国領域には派遣しないが、結果的に相手国と戦闘状態になる可能性は排除していない。

② また座して死を待つわけにはいかないので、法理的に新3要件に該当すれば敵基地攻撃は可能であると認めている。

そして、新しいガイドラインでは米国が打撃力（敵、敵基地への攻撃）の行使をするとき、日本の自衛隊は協力することになっている。

例えば北朝鮮のミサイル基地を三沢の米軍 F=16 が攻撃するとき、その警護・援護を航空自衛隊の F=15 が行うことや、米海軍がトマホークを飛ばす時その艦船を防護する。

いずれも日本は攻撃されていないとき、攻撃された他国からの要請を受けて日本が武力行使をするケースです。

ニカラグア判決は攻撃を受けた国が攻撃を受けたこと、被害を受けたこと、そして攻撃を受けた国から正式に助けてくれという要請のあることが、集団的自衛権の行使要件とされています。

イスラム国への対応について

「政策判断として参加する考えはない。空爆も後方支援も全く考えていない」と安倍総理は答弁したが、他方、法理的には可能との見解も。

存立危機事態の 15 事例集について

15 事例集の NO.13

実は、集団的自衛権を行使しなければならないという 15 の事例集がある。政府が自公協議に提出したもので、その中の 13 事例は、「アメリカ本土が我が国近隣にある攻撃国から大量破壊兵器を搭載した弾道ミサイルによる攻撃を受けた。我が国への攻撃はないが、アメリカは攻撃国に対し、反撃を開始したと。この時アメリカは日本への米艦の防護、アメリカ基地後方を頼んできた」という話。つまり核戦争です。核兵器の攻撃を受けたのでアメリカは全面的に反撃に出たと、その時に米軍を守るという話です。本来は国民をどうするのかという話でしょう。米軍を守るというのはどういうことか。アメリカの艦艇や航空機に攻撃している相手に抑止の為に攻撃をするのだから、相手の国から見れば敵となる。その状況は完全に戦争状態です。戦争状態時に日本が片方に加担して軍事行動をやれば、必ず相手から敵とみなされる。日本が核攻撃を受けた時はどうするんだという話になる。今回の新しいガイドラインの中に核防護という項目が入っている。ＣＢＲＮ、Ｃは科学、Ｂは生物兵器、Ｒは放射線、Ｎは核兵器。それに対する防護という項目が入っていて、アメリカは防護のために日本に協力するとなっています。1950 年代、米ソ、中ソの対立が激しいとき、中国は北京の地下に迷路みたいな防空壕を作った。アメリカも市民に対して避難マニュアルを作って出来れば自分で防空壕を作れという指示を出した。日本は一体どうするつもりなのでしょうかね。自衛隊は国民を守るのではなく、米軍を守ることに専念するというのが事例 13 です。

15 事例集の No.12

事例 12 というのが米軍に対する武力攻撃発生時、戦闘は急激に拡大し、更に弾道ミサイル発射の兆候もあり、それぞれの警戒にあたっているアメリカからイージス艦の防護をお願いされたと。主に艦艇防護が多い。しかし、アメリカは自分たちで防護するシステムを持っている。空母打撃軍というのが一つのケースだが、大型航空母艦一隻、巡洋艦一隻、駆逐艦二隻、攻撃型原子力潜水艦一隻、補給艦一隻、六隻 7000 人の体制。イラク時も、アフガニスタン時もこの体制。そしてトマホーク型のミサイルを 300 発くらい持っている。船には戦闘機、空中警戒機も載せていて、空中警戒機は半径 500ｋｍ以内の識別能力を持っている。そうやって情報をすべて共有している。そして昔からその情報を中心に海上自衛隊はアメリカの中に組み込まれている。柳澤協二さんが、日本有事の訓練の話を本に書かれているが、ミサイルが飛んできて、それを判断するのは航空母艦の艦上に打撃軍司令部指揮所というのが出来るそうです。これがワシントンの国家軍事指揮センター直属の統合軍司令官あるいは衛星放送の回線であらゆる情報を集中させる。海上自衛隊のイージス艦や哨戒機からの情報も全て入る。そこでコンピュータが計算をして、司令官がボタンを押せば、展開している船、自衛隊の艦船や、米軍の艦船の一番適しているところからミサイルが飛んでいく仕組みになっているそうです。海上自衛隊、一番アメリカとの協力体制が進んでいます。米ソ冷戦の時からオホーツク海、北太平洋のソ連の潜水艦をいかにキャッチするかという仕組みが作られ、今もそのまま。海自の幹部は、海自はアメリカに次いで世界二位だと誇っているのです。そ

れだけ能力を持っている。アメリカは、今回の法案が通れば、空母打撃軍の中の一員として活動が一緒にできますねと期待している。また一員として活動しなければ、支援活動は出来ないのです。更に今回のガイドラインの同盟調整メカニズム。今もあるが、今は有事の時だけとなっている。今度は平時からのメカニズムになる。そうすると問題が起きた時に総合安全保障会議が４人の大臣で開かれ、その下に総合安全保障局というのがある。外務省や防衛省の人達。その下に米軍と自衛隊の軍事的判断をするベースが出来る。平時から市ヶ谷の中央指揮所に米軍の軍人が入り、府中の米軍の司令部にも自衛隊員が入る。それで状況を見て動くわけだから、総理が断るとか、断わらないという話にならない。軍事レベルで判断されたものがあって、それを否定することは出来ない。たまたまあるとき防衛関係のある自民党幹部と一緒になって、聞いてみたら、そうだと。軍事レベルで上がってきたものを文民が覆して決定するなんていうことは出来ないと言っていた。だから要請ではなく同意という話が出てくる。つまり、強引にやってしまおうという話。アメリカの要求が出て来たら、それに従うということ。私が一番心配するのは、共和党の大統領が出たら、イスラム国の力が中々衰えないですから、地上軍を出すとアメリカが言いだしたら、自衛隊に後方支援活動を要請されるという可能性が出てくる。それとＰＫＯ。リビアでも、イエメンでも紛争がある。そういう問題が起こるのではと心配している。

15 事例集の No.11

11 の事例は、ハワイに飛んでいくミサイルに対して、迎撃要請を受けて、日本が迎撃をするということです。イージス艦に積んでいるＳＭ３、それと空自のＰＡＣ３、二つを組み合わせてやると。グアムへのミサイル攻撃の場合、その際はグアムにイージス艦を移動させねばならないが、その間、日本はどうなるのという話だ。ミサイルを撃ち落としたら相手国から敵とみなされるから、攻撃も受けるだろう。安倍さんは北朝鮮と中国と言っているが、アメリカの仮想敵国の NO.1 はロシア。日本が抑止力を高めれば相手国も軍事力を高める。ロシアが択捉の軍事施設を充実させると言いだしたのはそのためです。安倍さんはロシアと言いたくないから言わないだけ。北朝鮮は確かにミサイル沢山持っています。福島原発に一発落ちたらどうなりますか。そして現実に福島、宮城、岩手に 3 発ずつ 9 発のミサイルが飛んできたことを想定した日米共同訓練（2012 年 10 月 31 日）が行われ、自治体も参加しているのです。各原発にミサイルが落ちたらということを計算した学者が居る。そういうような想定も我々は考えなければならない。安倍さんは仮定の事と言うが、法律自体が仮定のことを想定してやっている法案なのだから、具体的質問には答えられませんというのが間違っている話。絶対に戦争には巻き込まれないと言う、絶対と。しかし事例の、11、12、13 全て戦争状態になっているわけです。巻き込まれるのではなくて日本が積極的に判断して参加していくわけです。彼は先日「戦争というのは国連憲章で認められていない、違法行為を戦争と言う。日本の行為は自衛権の発動なんだから戦争と言わないんだ」と。それを言い張るわけですから。本当に彼の国語能力はどうなっているのか。そういう逃げばっかりだ。議論聞いていたら嫌になるでしょう。私も嫌になります。しかし、仕事ですから見て、議事録も目を通します。滅茶苦茶です、何回も答弁が変わっています。それは無理をしているから。

冒頭、私が読み上げた47年政府見解、あれでいくと絶対ダメなものを、国際情勢が変わったとか言い出して出来るように変えてしまった。彼はよく、10年前に比べ、スクランブルの回数が7倍や10倍になったと言うが、しかしその前は今よりももっと多かった。下がってきたのは米ソがマルタ会談以降、和解をしたので、ソ連のスクランブルが減った。それで10年前が一番少ない時期。そこと比較したら今の方が多いという話だけ。きちんと正しい説明をしていない、そういう話があまりにも多すぎる。

重要影響事態法

日本の平和に深刻な影響を与える事態の時、世界中で、他国軍を後方支援。弾薬の提供や発進準備中の軍用機への給油も可能。

重要影響事態

放っておいたら日本への武力攻撃の恐れがあるなど、日本の平和と安全に重要な影響を与える状況。日本周辺に限っていた「周辺事態」に代わる概念。日本が武力攻撃を受けた「武力攻撃事態」や、他国への攻撃でも日本の存立が脅かされる明白な危険がある「存立危機事態」に比べて定義があいまいで、拡大適用の恐れも指摘されている。

周辺事態法は1999年、日本が攻撃を直接受けていなくても、日本周辺の朝鮮半島などで有事（戦争）が起きた際、自衛隊が米軍に物資や人員の輸送、補給などの支援を可能にするために制定された。改正法は支援の内容や対象地域を拡大させるもので、主なポイントは三つある。

一つは、「我が国周辺の地域における」という制約をなくし、世界のどこでも日本の安全に関わる事態が起きたと判断すれば、他国軍への後方支援を可能にした点だ。周辺事態法は、当時の小渕恵三首相が国会で「中東とかインドネシアとか、ましてや地球の裏側というようなことは考えられない」と歯止めを示していたが、これがなくなる。

安倍首相は国会で、軍事技術の進歩など「安全保障環境の変化」を理由に、日本に影響を与える事態がどこで起きるかを「あらかじめ特定するのは困難」と説明。「国民の命や幸せな暮らしを守るためにもし必要であれば行く。必要なければ行かない」と述べた。

二つ目は、後方支援する対象を「合衆国軍隊等」とし、米国以外にも広げた点だ。「国連憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊」としており、政府は自衛隊と緊密な協力関係にあるオーストラリア軍などを想定している。

三つ目は、周辺事態法では認めていなかった他国軍への弾薬提供や戦闘に向けて発進準備中の他国軍機への給油もできるようにしたことだ。ミサイルなどを他国軍に提供・輸送する可能性も、政府は「法律上は排除していない」（中谷防衛相）と答えた。

国会審議で、こうした派遣地域や支援内容の拡大が、憲法が禁じる「他国軍の武力行使との一体化」につながる危険性を指摘。自衛隊が他国軍同士の戦闘に巻き込まれるリスクの増加も指摘されている。

国際平和支援法

国際社会の平和と安全などの目的を掲げて他国軍が戦争している時「現に戦闘が行われている場所」以外で他国軍を後方支援。恒久法なので常時派遣が可能。

自衛隊に、戦争中の他国軍への後方支援を認める法律。内容は重要影響事態法とほぼ同じだが、前提条件が異なる。日本の安全には直接影響しないが、国際社会の平和を脅かすような戦争や紛争が起こり、国際社会が対応する状況を「国際平和共同対処事態」とし、その際に自衛隊を派遣するための新法（恒久法）だ。

政府はこれまで、2001 年からアフガニスタン戦争で自衛隊がインド洋で米艦などに給油した時のように、事態ごとに期限付きの特別措置法を作って派遣してきた。新たに恒久法を作る狙いについて、中谷防衛相は国会審議で「日頃の訓練など事前準備ができ、隊員の安全確保に資する」と説明している。

この方に基づき自衛隊を派遣する際には、首相が活動内容をまとめた基本計画を国会に提出し、国会が派遣を承認することが条件となる。衆参両院で描く 7 日以内、計 14 日以内に承認を議決するよう努めると規定。2 年以上派遣を続ける場合は、改めて国会承認が必要だ。地球のどこへでも派遣が可能で、他国軍に物資補給や輸送、弾薬提供などができるのは重要影響事態法と同じだ。

国会審議では、どんな事態が国際平和共同対処事態にあたるかが議論になった。加盟国の武力行使や軍事的な関与を認める国連安全保障理事会の決議がなくても派遣するかについて、安倍首相は「国連総会決議も含まれる」と答弁。一方、首相は IS（イスラム国）を空爆する有志連合を後方支援するようなことは政策判断としてしないと否定したが、中谷防衛相は「法律的にあり得る」と述べた。

アメリカは 2001 年 10 月にタリバン政権下のアフガニスタンを攻撃。さらに 2003 年 3 月、イラクのフセイン政権が大量破壊兵器をもっているとし戦争。しかし見つからなかった。米軍主導のイラクとアフガニスタンはその後も混乱を続け、国民のなかには反米感情も高まっている。こうした中で、イスラム国が出現しイラク、アフガンでも影響力を拡大している。

さらに、これらの混乱のなかシリアも内乱状態になっており、アメリカは 2014 年 8 月、イラク空爆、2014 年 9 月シリアに 1 年間で 6000 回以上の空爆を行った。その結果、多くの難民（2014 年 22 万人、2015 年 30 万人）を生み出している。「日本はイスラム国との闘いには 240 億円を拠出しているのに、シリア難民は受け入れていない」と国際社会は日本を批判している。国連からも日本が受け入れるように要請している。

IS によるテロはそれぞれの自国内でも行われ、アジアでも発生している。中東での軍事行動に日本が参加すれば、日本がますます狙われることになりかねない。

活動範囲の拡大も問題となった。2004 年からイラクに自衛隊を派遣した時は「非戦闘地域」に活動が限定されたが、今回の法律は「現に戦闘行為が行われている場所」以外なら活動できる。

後方支援（イラクとアフガンの例）

後方支援に関する政府見解

① 我が国の支援対象となる他国軍隊が「現に戦闘行為を行っている現場」では支援活動はしない。

② 状況変化により実施現場が「現に戦闘行為を行っている現場」となる場合には、直ちにそこで実施している支援活動を休止又は中断する。

1. イラクとアフガンにおける後方支援の状況

慶応大学の延近教授の推計

アフガニスタン（主力戦闘は米・英・仏）2001~2013 年

参加国（犠牲者を出した）29 か国

死亡者 3462 人　　多くの国は輸送物資提供の任務につき、後方支援での死亡者 588 人

イラク 2003~2011 年

参加国 23 か国

死亡者 4804 人　　後方支援での死亡者 128 人（米英以外）

そこでアフガン戦争に参加したイギリス・カナダ・フランス・ドイツ・イタリア・デンマークの兵士がどんな状況で亡くなったか。

新聞記事を拾ってみると

- 地雷で
- 遠隔操作による爆弾攻撃
- 道路脇に仕掛けられた爆弾が爆裂
- 自爆テロ

ドイツ後方支援 55 人死亡

戦場から離れた空港付近で他国部隊の輸送任務中　―　自爆テロ

55 人中 35 人は銃撃などによる自爆テロ

後方支援＝安全という幻想をふりまいているのが日本政府。しかし、ドイツがアフガンで学んだこと、「派兵にはかならず命の危険が伴うということ、政府と議会はまずその事実を国民に伝えるべきだ」（アフガン駐留を経験したドイツ軍幹部）

戦争に安全などはありえない。

2. 2004年10月18日、イラクに派遣されていた米サウスカロライナ州の州兵は、燃料の輸送任務命令を拒否した。

→ 任務が危険　戦闘部隊の護衛が必要。輸送部隊の車両に適切な装甲防御がない限り危険

それまでロジスティクス部隊は基本的に敵の攻撃を受けることのない安全な地域で活動するものであったし、戦いも戦闘段階とその後の安定化段階は明確に区別されていた。従って安全化段階においてロジスティクス部隊が攻撃を受ける可能性はほとんど考慮されてこなかった。それが一変した。

アフガニスタンでの平和維持、イラクでの安定化治安維持活動では国内外の武装努力によって軍・民双方の補給部隊が狙われた。逆に見ればロジスティクス部隊にとって、もはや安全な後方地域などはなく自ら防御し武装しなければならない時代になった。

イラクにおいては、米兵死傷の3分の2以上がロジスティクス部隊から出ている。

武力行使の体制をとらなければ、補給は出来ない。武力行使と一体化しないことはありえない。

昼間の走行でも武装勢力の攻撃に見舞われるので、米軍はM1エイブラムズ主力戦車、M2ブラッドレー歩兵戦闘車などでコンボイの護衛を行っている。日本はどうするのか。

3. 輸送部隊に対する攻撃方法も多様化しており、武器も自動小銃、機関銃、RPG-7（ロケット弾発射機）という本来、戦車装甲車を狙うロケット弾を使うなどの攻撃や、最近は地面に埋め込まれた地雷や砲弾（152ミリ重砲弾数発を束ねて繋いだもの）などを路肩やゴミの中に隠しておいて遠隔操作で爆発させている（携帯電話、無線、ラジコン）。手製爆弾（IED）による攻撃とトラックによる自爆テロ攻撃も多い。

2008年初期時点　米軍死傷者の67%　IED

2004年	5,607回
2005年	12,556回
2006年	30,515回
2007年	4万回（1日100回以上）

（2006年12月　多国籍軍の死傷者118人中75人がIED）

ロジスティクス輸送の主力はトラックに期待せざるを得ない。補給は、それを必要とする部隊まで届けられなければ意味がない。

トラックへの緊急装甲防御対策

ロジスティクス上最大の脅威はIED（手製爆弾）である。

→ 特に輸送トラックが狙われる。

新しいトラックの開発をアメリカはおこなっており、日本でも開発中との情報もある。耐弾、耐地雷、対抗する武器、情報システム

「非戦闘地域」と「戦闘が行われている場所」以外

「非戦闘地域」は、①現に戦闘が行われておらず②活動の期間を通じて戦闘が行われることのない地域。アフガン戦争などで自衛隊が支援活動する際、憲法が禁じる「他国軍の武力行使との一体化」とみなされないよう設定された。新たな条件となる「現に戦闘行為が行われている場所」以外は、①のみが条件となるため、活動地域がより前線に近づく可能性がある。

重要影響事態法と同様に、自衛隊が戦闘に巻き込まれるリスクが増える可能性や、他国軍への後方支援が国際的には戦闘と一体とみなされ、憲法の禁じる「武力行使との一体化」にあたる恐れを再三指摘。憲法上の疑義も残る。

改正 PKO 協力法

国連が直接関与しない平和維持などの活動も参加可能。検問や巡回などで住民を守る活動や、離れた場所に駆けつけて他国軍や民間人を警護できる。任務を遂行するための武器使用が可能。

1992 年に制定された国連平和維持活動（PKO）協力法を改正した。国際社会に貢献する活動との位置付けは変わらないが、自衛隊員が武器を持って巡回や検問などの地元住民を守る活動に参加できるようになる。離れた場所で襲われた他国軍や民間人を助けに向かう「駆けつけ警護」も可能になった。

駆けつけ警護

離れた場所にいる国連や民間 NGO の職員、他国軍の兵士らが武装集団などに襲われた場合に助けに向かう任務。政府は、現地の治安当局や国連 PKO の部隊などからの情報を得て、自衛隊の部隊長の判断で実施を決めるとしている。駆けつけるのは、自衛隊が安全を確保して対応できる▽現地の治安当局や他国の部隊よりも速やかに対応でできる―場合という。

こうした任務を行うため、武器の使用基準も緩和された。従来は自分や周囲の人が襲われた際の正当防衛に限られていたが、例えば駆けつけ警護に向かう途中、それを妨害する武装勢力を排除するためにも、武器が使えるようになる。

政府はこれまで、国連主導の停戦監視や道路修理など人道復興支援に自衛隊を派遣し、実績を重ねてきた。改正後は国連の枠組みに限らず、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）などの関連機関や、欧州連合（EU）など国際組織による要請で派遣もできるようになる。

政府は派遣の対象が拡大されても、歯止めとしてきた「PKO 参加 5 原則」は変えないと説明。具体的には、①紛争当事者間で停戦合意が成立②受け入れ国を含む紛争当事者が同意③日本は中立的立場を厳守④以上の条件が満たされない場合に撤収が可能⑤武器使用は必要最小限度が基本―の 5 原則だ。安倍首相は「参加 5 原則が満たされることが前提。（ゲリラの）掃討作戦のような活動はできないし、戦闘参加はできない」と強調している。

ただ、改正 PKO 法は、国際機関の要請や参加 5 原則の縛りがある一方、国会承認については停戦監視など一部を除いて必要なく、必要な場合も事後承認を認めている。各国の意見が割れている状況でも、政府の判断で自衛隊が海外派遣される可能性もある。

任務拡大や国連以外からの要請でも派遣が可能になったことで、紛争後の派遣でも自衛隊員が危険にさらされるリスクが高まると主張。「アフガンの国際治安支援部隊のような活動に取り組むのではないか」との指摘も出ている。

緊急事態条項不要論

◆現行の法律

首相(内閣)はこんなことができる… 災害対策基本法 • 災害緊急事態の布告を発する • 国会閉会中に生活必需品配給や物価統制の緊急政令を制定する 大規模地震対策特措法 • 自治体の首長やNHKなどの指定公共機関に必要な指示を出す • 自衛隊の部隊を派遣する 警察法 • 警察庁長官を直接指揮監督し、一時的に警察を統制する 原子力災害対策特措法 • 市町村長や知事に避難や屋外退避の勧告・指示を出させる
知事はこんなことができる… 災害救助法 • 医療、土木建築、輸送の関係者を救助業務に従事させる • 住民を救助活動に協力させる • 救助活動で病院や旅館などの施設を使う • 救助活動で施設などを立ち入り検査する
市町村長はこんなことができる… 災害対策基本法 • 他人の土地や建物を一時使用し、工作物を除去する • 災害を広げかねない施設などの除去を所有者に指示する • 住民に避難での立ち退きを勧告・指示する • 住民や現場にいる人を消火や救助の活動に従事させる

永井　幸寿氏（弁護士）

地方に権限を

東日本大震災を契機に緊急事態条項が「魔法のつえ」のように語られているが、災害対策の基本は「準備していないことはできない」だ。緊急事態が起きた後に憲法秩序を停止し内閣に権限を集中しても有効な手立てが打てるとは思えない。

震災で緊急事態条項が必要になるような場面はなかった。一部に「車両やがれき撤去で私権が障害になり、救助が遅れた。私権制限が必要だった」との主張もあるが、災害関連法制は緊急時の首長の強制権を定め、現行の法制度で十分に対処できたはずだ。適切な対処ができなかった事態は、事前の準備不足や想定の甘さに起因しており、緊急事態条項がなかったことは何の関係もない。

被災した自治体は内閣への権限集中に否定的だ。むしろ現場に権限を下ろすよう求めている。内閣がすべての情報を把握できるわけではない。現場の状況を把握しないまま権限を行使すれば混乱を招くことになる。国は自治体のバックアップに努めるべきだ。

緊急事態条項がないことは欠陥ではない。制定過程をみれば、乱用の危険があるために盛り込まれなかったことが分かる。憲法には明記せず、法律で対応する仕組みとなっている。

緊急事態に対応する法律の例

災害対策基本法	＜首相の権限＞ • 災害緊急事態を布告できる • 内閣は物価の抑制や債務支払い延期などを政令で制定できる • 政令を制定したときは、直ちに国会の臨時会を召集するか、参院の緊急集会を求める ＜市町村長の権限＞ • 居住者への避難のための立ち退きを指示することが可能 • 他人の土地の一部使用が可能
災害救助法	＜都道府県知事の権限＞ • 医療、土木建築工事、輸送関係者を救助の業務に従事させることが可能 • 病院やホテルなどの施設を救助のために管理できる • 現場にいる者を救助業務に協力させることが可能
大規模地震対策特別措置法	＜首相の権限＞ • 地方公共団体の長や指定公共機関（日本赤十字、NHK など）へ必要な指示が可能
原子力災害対策特別措置法	＜首相の権限＞ • 原子力緊急事態宣言の発令をする • 都道府県知事、市町村長に対し、避難のための立ち退きなどの指示・勧告をする
自衛隊法	• 首相は緊急事態に際し、自衛隊の出動を命じることが可能
警察法	• 首相は緊急事態に際し、一時的に警察を統制し、警察庁長官を直接に指揮監督する

これらの法体系に不備があるとは思えない。災害時に気がついたことは、その後改正して対応できるようにしてきた。現実はこれらの法律の運用が不十分といったケースが多い。従って被災地は緊急事態条項を求めてはいない。

現行憲法制定の際の議論

- 金森徳次郎（1946 年 7 月）帝国議会「衆院憲法改正案委員会」における答弁
  「緊急勅令及び財政上の緊急処分は行政当局者にとりましては実に調法なものであります。しかしながら国民の意思をある期間有力に無視しうる制度である。だから便利を尊ぶかあるいは民主政治の根本の原則を尊重するかこういう分かれ目なのであります。」
- 明治憲法の弊害
  関東大震災で戒厳令を布告（軍や警察などによる無政府主義者や朝鮮人への弾圧が行われ、多くの犠牲者が出た）
- 憲法制定過程における政府と GHQ の議論
  GHQ　「憲法に明文を書かなくても内閣が超憲法的に対応すればよい」
  日本側　「緊急事態条項のあった明治憲法以上の弊害がおきうる」
  → 参議院の緊急集会（54 条 2 項）の開催が可能と明記。参議院の改選は定数の半分なので、国会議員がゼロになることはない。

憲法 9 条の下で許容される自衛隊の措置

1. 「憲法 9 条及び 13 条の下で外国の武力攻撃による急迫不正の事態に対処するための武力行使は容認される」として昭和 47 年 10 月 14 日の「集団的自衛権と憲法の関係」とする資料を引用して、「この基本的な論理は 9 条の下で今後とも維持されなくてはならない」としたうえで、「今後、他国に対して発生する武力攻撃であっても、その目的、規模、態様などによっては我が国の存立を脅かすことも現実に起こりうる」として「わが国と密接な関係にある他国に対して、武力攻撃が発生しこれにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合にこれを排除するための武力の行使は認められる。」と憲法解釈を変えた。つまり見解の一部を引用したうえで結論の部分だけを「憲法上許されない」から「憲法上許容される」と逆転させた。言語道断、ひどい話である。

イ) 政府の見解の全文は（昭和 47 年 10 月 14 日）次のとおり。

<u>1972 年の政府見解の憲法解釈部分</u>

憲法は、第 9 条において、道場にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が…平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第 13 条において「生命、自由および幸福追求に対する国民の権利については…国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることからも、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。

しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、（その）事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。

そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない

ロ) 問題点

- 集団的自衛権の公私とは、自分の国が直接攻撃されていないにもかかわらず、武力攻撃されている他国を守りともに軍事行動に参加することです。

- 日本の自衛隊が軍事力を行使するのは、いわゆる自衛権の 3 要件といわれ、
  ① わが国に対する急迫不正の侵害のあること。
  ② 排除するための適当な手段のないこと。
  ③ 必要最小限度の実力行使の範囲内で反撃すること。
  となっております。
- そこで日本の安全保障政策の軍事的な基本は「専守防衛」です。守りに徹するということです。そのため
  ① 攻撃的な兵器はもたない。空母、中距離弾道ミサイル、爆撃機なども所有しない。
  ② 非核三原則を堅持する。
  ③ 武器の輸出は行わない。
  ④ ODA も軍隊への支援は行わず、民生中心であること。
  ⑤ 国際紛争解決に軍事力は使わない。
  となっているのです。
- 集団的自衛権を行使する条件と問題点

  密接な関係にある国が攻撃される
  → 米国以外も対象になり、講師の範囲が拡大
  ↓
  日本の安全に重大な影響を及ぼす可能性がある
  → 「重大な影響」の定義が曖昧で限定されず
  ↓
  攻撃された国から明確な要請や同意がある
  → 要請が必要なのは常識。なければ主権侵略
  ↓
  政府が総合的に責任を持って判断する
  → 当たり前の話で条件と言えず
  ↓
  事前か事後に国会の承認を受ける
  → 緊急時は事後承認で、歯止めにならず
  ↓
  自衛隊が他国の領域を通る場合は許可を得る
  → 国際的に当然の手続き

ハ) 安倍さんは言っていることと、やっていることがあまりにも違います。

① 外国を守るために日本が戦争に巻き込まれるという誤解がある。そんなことはありえない。

↓

しかし集団的自衛権とは「武力攻撃を受けた国から要請を受けて」参戦する

ことなのです。安倍さんの示した集団的自衛権の８事例は、いずれも戦争状態なのです。安倍総理自身（平成26年２月10日衆・予）「例えば朝鮮有事の際に北朝鮮がアメリカを攻撃したとします。その際いわば国際社会で制裁を行うときに北朝鮮に向かって武力弾薬が運ばれている。その武器弾薬を我々は阻止できるのに阻止しなくていいのか」と答弁されている。阻止したら北朝鮮からみれば、日本は敵になるので、日本が攻撃を受ける可能性もある。もしミサイルが日本に飛んでいて原発に落ちたらどうなりますか。

② 武力行使を目的に他国に自衛隊を原則として派遣しない。

↓

しかし閣議決定のなかには「我が国の武力行使は他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれている」と戦争参加を明らかにしているが、憲法９条２項の「交戦権はこれを認めない」という規定はどうなるのか。日本は交戦権をもっていないのである。
他国の領海内でも新行使 3 要件を満たす場合には、憲法上許されないわけではないと想定問答には書かれています。ひどいウソです。

③ 集団安全保障については、政府の従来の解釈と論理的整合性がとれないので政府として採用できない。

↓

新３要件を満たすならば、憲法上武力の行使は許容されるとしている。これも従来の発言を否定するもので、いったい何を考えているのかわからない。デタラメ。

④ 安倍総理の事例集発言から考えられる戦争は、朝鮮半島有事、中東ホルムズ海峡、マラッカ海峡、南シナ海と考えられ、安倍総理など与党の考えているこれらの有事から仮想敵として北朝鮮、中国、イラン（？）などを考えている可能性もある。その他、周辺事態には台湾有事も含まれている。

⑤ 朝鮮半島有事

- 韓国と北朝鮮が戦争状態に、アメリカは米韓条約に基づいて参戦。日本はアメリカ韓国の要請に基づいて米艦を防護し、戦地で武器弾薬を補給する。また武力を使った強制的な船舶検査や機雷の除去なども。
- 北朝鮮が 1993 年に NPT から脱退を表明し、アメリカは北の核施設である寧辺（ニョンビョン）を空爆する計画をたてた。そこで 1994 年２月クリントン―細川会議が開かれ、海上封鎖に日本の協力を求めた。さらに機雷の除去、空爆機の援護・補給、艦船の修理をはじめ日本の空港・

港湾の使用を求めた。北海道の千歳、函館空港や苫小牧などの港湾使用など1059項目の要求が出された。

しかし、日本政府は集団的自衛権の行使は憲法上出来ないといって断った。アメリカは被害が大きいとしてこの計画を取りやめた。

この後、アメリカの要求もあってガイドラインを改定し、そのなかに周辺事態で日米それぞれの協力体制を作り上げたのです。

中東

機雷掃海。戦争中の掃海は武力行使、あるいは武力攻撃になる。相手からは敵とみなされ、攻撃をうける危険性は大。

南シナ海

中国とフィリピンは南沙諸島の領有権をめぐって緊張関係にある。中国とフィリピンが軍事衝突した場合、フィリピンから支援を求められる。

⑥ 戦争を美化する危険性

安倍総理は、「海外での武力行使で我が国が参戦することで、国民や自衛隊員の命の危険が増すのではないか」との質問にまともに答えていないのです。「外交に力を尽くす」「危険はない」などの抽象的答弁です。

戦争の悲惨さを創造できないのだろうか。

戦争は美しくも格好よくもない。人間の手足が吹き飛び、内臓が飛び出す。極めてグロテスクだ。ところが、社会から必要とされていないと感じて苦しむ人たちは、戦争の悲惨さを想像する余裕がない。戦争のもたらす痛みより、今の自分の苦しさの方が重く、それを解消してくれるなら戦争をも肯定してしまう。

近年、戦争を描く小説や映画で最も求められるのは「泣ける」こと。冷徹なリアリズムは敬遠される。涙は現実の悲惨さを感動に変えてしまう。泣かせるための装置が「自己犠牲」だ。あの犠牲は、他人のために意味があったのだ、と。日本が起こした昭和の戦争は間違っておらず、特攻隊をヒーロー視して感謝する、国家規模の大きな物語が人気を集める。失われつつある自らのアイデンティティーが救われるからだ。

だが冷静に考えねばならない。そこで払われた犠牲は国家のためだ。その国家は国民を守ったのか。社会をよくしてくれたのか。戦争中はさんざん命を使い捨てにした揚げ句、都合よく英霊に祭り上げた。今後も同じことが起こるだろう。それを今、最も苦しんでいる人たちが受け入れ、求めてしまっているのだ。

戦争廃止こそ最終の解決策

（米国国会上院軍事・外交合同委員会におけるマッカーサー元帥の証言）

「マッカーサー元帥」上院議員、それについては、わたくしは昨日詳しく御説明申し上げたつもりです。

それは、戦争を廃止することであります。

言うまでもなく、それをなしとげるには数十年を要します。しかし、これは、すぐに着手しなければなりません。それに代わるような中途半端な方法はないのであります。あなたは原子戦争の専門家であられますから、なに人にもまして、このことをよく御存知のはずであります。

「マクマホン上院議員」元帥、わたくしは、国会議員であるにとどまり、あまり専門家ではありません。

「マッカーサー元帥」われわれは、少しでも早くその基本的問題と取り組むべきであります。これらの種々の問題は、この基本的な問題から派生して来るのでありますから、かゝる派生的な問題を解決するよりも基本的な問題を解決する方が困難さは少いのであります。これは、ぜひなさなければならないと信じます。

日本において行われたことは、その立派な証拠であります。

諸君は、広島と長崎について論ぜられました。

日本の戦争廃止

それで、日本国民は、世界中の他のいかなる国民にもまして、原子戦争がどんなものであるかを理解しております。かれらにとつては、それは理論上のものではありませんでした。かれらは、現実に死者の数を数え、死者を葬つたのであります。

かれらは、かれら自身の発意で、戦争を禁止する旨の規定を憲法に書き込んだのであります。

日本の内閣総理大臣幣原氏ーこの人は大へん賢明な老人でありましたが、最近亡くなられましたーこの幣原氏がわたくしのところへやつて来てこう申しました。

「これはわたくしが長い間考え、信じてきたことですが、この問題を解決する道は唯一つ、戦争をなくすことです。」

かれはまた言いました。「軍人であるあなたにわたくしがこういうことを申し上げてもとうていとり上げていただくわけにはまいらないことはわたくしも十分に分つておりますので、はなはだ申し上げにくい次第ですが、とにかく、わたくしは、現在われわれが起草している憲法の中にこのような規定を入れるように努力したいのです。」

わたくしは、これを聞いて思わず立ち上り、この老人と握手しながら、これこそ最大の建設的な歩みの一つであると思うと言わないではいられなかつたのであります。

さらにわたくしはそのとき申しました。あるいは世の人々はあなたをあざけるであろう。ー諸君の御承知のように現在は暴露の時代であり、皮肉の時代であります。ー世人はそれを受け入れないであろう。それはあざけりの種になろうー本当にそうなつたのでありますがーそれを貫き通すには強い道徳的勇気を要するであろう、そして最後にはその線を保持することができないかも知れないというようなことを申

したのであります。しかしながら、わたくしは、この老人を激励いたしました。そして、かれらは、あの規定を書き込むことになつたのであります。

あの憲法の中に、日本国民の一般的感情に訴える規定があつたとすれば、それは他ならぬあの規定でありました。日本人は、数世紀にもわたつて戦争を遂行し、これに成功して来た武人的民族でありました。しかしながら、爆弾によつて、かれらは偉大な概念、損失の大きさ、偉大な教訓を教えられ、それを理解して現実に生かそうとしたのであります。

1958年12月15日

親愛なる高柳博士

12月10日付貴信を受けとり、とりあえず次の御質問にお答えいたします。

「幣原首相は、新憲法を起草するときに戦争および武力の保持を禁止する条項を入れるように提案しましたか。それとも、首相は、このような考え方を単に日本の将来の政策の問題として提示し、貴下がこの考えを新憲法に入れるよう日本政府に勧告したのですか。」

戦争を禁止する条項を憲法に入れるようにという提案は、幣原首相が行つたのです。首相は、わたくしの職業軍人としての経歴を考えると、このような条項を憲法に入れることに対してわたくしがどんな態度をとるか不安であつたので、憲法に関しておそるおそるわたくしに会見の申込をしたと言つておられました。わたくしは、首相の提案に驚きましたが、首相もわたくしも心から賛成であると言うと、首相は、明らかに安どの表情を示され、わたくしを感動させました。

クリスマスをお祝いしつつ

拝　具

ダグラス・マッカーサー

ワイツゼッカー氏 「荒れ野の40年」演説

2015年2月4日 東京新聞朝刊

統一ドイツの初代大統領となったリヒャルト・フォン・ワイツゼッカー氏が先月31日、死去した。本紙は翌1日付朝刊で、「荒れ野の40年」演説として知られる戦後40年を節目とする連邦議会での演説をはじめ、退任後もナチスの歴史を直視することで近隣諸国との和解を促してきたワイツゼッカー氏の歩みを紹介した。「演説の中身を詳しく知りたい」。多くの読者から強い関心が寄せられた。戦後70年を迎えた今、過去と真摯(しんし)に向き合い「ドイツの良心」ともいわれたワイツゼッカー氏の言葉をあらためてかみしめたい。

◇故ワイツゼッカー氏議会演説要旨

ワイツゼッカー氏が戦後四十年にあたる一九八五年五月八日、西ドイツ(当時)の首都ボンの連邦議会で行った演説の要旨は次の通り。

五月八日は記憶の日である。記憶とは、ある出来事を誠実かつ純粋に思い起こすことを意味する。

われわれは戦争と暴力の支配で亡くなったすべての人の悲しみを、とりわけ強制収容所で殺された六百万人のユダヤ人を思い起こす。戦争に苦しんだすべての民族、命を落とした同胞たちを思い起こす。虐殺されたロマや同性愛者、宗教的・政治的な信念のために死ななければならなかった人たちを思い起こす。ドイツ占領下の国々での抵抗運動の犠牲者を思い起こす。数えられないほどの死者の傍らで、悲しみの山がそびえ立っている。

確かに、歴史の中で戦争と暴力に巻き込まれることから無縁の国などほとんどない。しかしユダヤ人の大量虐殺は歴史上、前例がないものだ。

この犯罪を行ったのは少数の者だった。あまりにも多くの人が、起こっていたことを知ろうとしなかった。良心をまひさせ、自分には関わりがないとし、目をそらし、沈黙した。戦争が終わり、ホロコーストの筆舌に尽くせない真実が明らかになったとき、それについて全く何も知らなかったとか、うすうす気付いていただけだと主張した。

ある民族全体に罪があるとか罪がないとかいうことはない。罪は集団的ではなく個人的なものだ。発覚する罪もあれば、ずっと隠されてしまう罪もある。あの時代を生きたそれぞれの人が、自分がどう巻き込まれていたかを今、静かに自問してほしい。

ドイツ人だからというだけで、罪を負うわけではない。しかし先人は重い遺産を残した。罪があってもなくても、老いも若きも、われわれすべてが過去を引き受けなければならないということだ。

問題は過去を克服することではない。後になって過去を変えたり、起こらなかったりすることはできない。過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目になる。非人間的な行為を記憶しようとしない者は、再び(非人間的な行為に)汚染される危険に陥りやすいのである。

人間の一生、民族の運命という時間の中で、四十年の歳月は大きな役割を果たしている。この国には、新しい世代が政治的な責任を引き受けられるまでに成長してきた。かつて起きたことについて若者に責任はない。しかし、その後の歴史で生じたことに対しては責任がある。

われわれ年長者は、過去を心に刻んで忘れないことがなぜ決定的に重要なのか、若者が理解できるよう手助けしなければならない。冷静かつ公平に歴史の真実に向き合えるよう、若者に力を貸したいと思う。

人間は何をしかねないのか、われわれは自らの歴史から学ぶ。だからわれわれはこれまでとは異なる、よりよい人間になったなどとうぬぼれてはならない。

究極的な道徳の完成などあり得ない。われわれは人間が危険にさらされていることを学んだ。しかしその危険を繰り返し克服する力も備えている。

ヒトラーは常に偏見と敵意、憎悪をかき立てるように努めていた。

若い人たちにお願いしたい。他人への敵意や憎悪に駆り立てられてはならない。対立ではなく、互いに手をとり合って生きていくことを学んでほしい。自由を重んじよう。平和のために力を尽くそう。正義を自らの支えとしよう。

＜リヒャルト・フォン・ワイツゼッカー氏＞　1920年、ドイツ南部シュツットガルト生まれ。英オックスフォード大などで学び、第2次世界大戦に従軍。連邦議会議員、西ベルリン市長を経て、84年に西ドイツ大統領就任。東西ドイツ再統一をはさみ、94年まで務めた。戦後50年の95年には本紙の招きで訪日。記念講演で「過去を否定する人は過去を繰り返す危険を冒している」と訴えた。

「外交官の一生」（中公文庫）—石射猪太郎　著

南　京　事　件

南京アトロシティーズ

南京は暮れの 13 日に陥落した。わが国のあとを追って南京に帰復した福井領事からの電信報告、続いて上海総領事からの書面報告がわれわれを慨嘆された。南京入城の日本軍の中国人に対する掠奪、強姦、放火、虐殺の情報がある。憲兵はいても少数で、取締りの用をなさない。制止を試みたがために、福井領事の身近が危ないとさえ報ぜられた。1938（昭和 13）年 1 月 6 日の日記にいう。

上海から来信、南京におけるわが軍の暴状を詳報し来る。掠奪、強姦、目もあてられぬ惨状とある。嗚呼これが皇軍か。日本国民民心の頽廃であろう。大きな社会問題だ。

南海、上海からの報告の中で、最も目立った暴虐の首魁の一人は、元弁護士の其応召中尉であった。部下を使って宿営所に女を拉し来っては暴行を加え、悪鬼のごとくふるまった。何か言えばすぐに銃剣をがちゃつかせるので、危険で近よれないらしかった。

私は三省事務局長会議でたびたび陸軍側に警告し、広田大臣からも陸軍大臣に軍紀の粛清を要望した。軍中央部は無論現地軍を戒めたに相違なかったが、あまりに大量な暴行なので、手のつけようもなかったのであろう。暴行者が、処分されたという話を耳にしなかった。当時南京在留の外国人たちの組織した国際安全委員なるものから日本側に提出された報告書には、昭和 13 年 1 月末、数日間の出来事として、70 余件の暴虐行為が詳細に記録されていた。最も多いのは強姦、60 余歳の老婆が犯され、臨月の女も容赦されなかったという記述は、ほとんど読むに耐えないものであった。その頃、参謀本部第二部長本間少将が、軍紀粛清のため現地に派遣されたと伝えられ、それが功を奏したのか、暴虐事件はやがて下火になっていった。

これが聖戦と呼ばれ、皇軍と呼ばれるものの姿であった。私はその当時からこの事件を南京アトロシティーズと呼びならわしていた。暴虐という漢字よりも適切な語感が出るからであった。

日本の新聞は、記事差し止めのために、この同胞の鬼畜の行為に沈黙を守ったが、悪事は直ちに千里を走って海外に大センセーションを引き起こし、あらゆる非難が日本軍に向けられた。わが民族史上、千古の汚点、知らぬは日本国民ばかり、大衆はいわゆる赫々たる戦果を礼讃するのみであった。

従軍慰安婦問題

・陸軍省課長会議資料（昭和 17 年（1942 年）9 月 3 日）

北支―100 ヵ所、中支―140 ヵ所、南支―40 ヵ所、南方―100 ヵ所、南海―10 ヵ所、樺太―10 ヵ所＝400 ヵ所

・オランダ女性慰安婦強制事件に関するバタビア臨時軍法会議判決

オランダは第二次大戦後、オランダ、インドでジャワのバタビアをはじめ 12 ヵ所の臨時軍法会議を開設して、日本人及び日本人に使用された外国人（台湾人、朝鮮人）の戦争犯罪を裁いた。

件数―448 件、人員―1038 人。236 人（内 10 人は後に減刑）が死刑判決を受けている。この内、強姦の起訴人員 10 人、売春強制が 30 人となっている。

「オランダ政府報告書は、約 65 人のオランダ女性が強制的売春を強いられたと結論づけている。」

特攻と玉砕

◆主な玉砕

地域	主な戦闘期間	戦闘経緯
①アッツ （アリューシャン列島）	1943年 5月	日本軍2500人が米軍1万1000人と戦闘の末、30人足らずの捕虜などを除き全員戦死
②マキン、タラワ （ギルバート諸島）	1943年 11月	マキンで日本軍600人が米軍7000人と戦闘。タラワでは4600人が米軍1万8000人と戦闘。日本軍は計5000人以上が戦死
③クエゼリン、ルオット、ナムル （マーシャル諸島）	1944年 2月	クエゼリンで日本軍5100人が米軍5万3000人と戦闘。ルオットとナムルでは3100人が戦闘。日本軍は計7000人以上が戦死
④ビアク （ニューギニア）	1944年 5～7月	日本軍1万3000人が米軍3万人と戦闘の末、1万2000人以上が戦死
⑤サイパン （マリアナ諸島）	1944年 6～7月	日本軍4万4000人が米軍と戦闘、4万2000人が戦死。日本の民間人8000人以上がマッピ岬（バンザイ・クリフ）から投身自決か、日本兵に殺害されたといわれる
⑥グアム、テニアン （マリアナ諸島）	1944年 7～8月	グアムで日本軍2万人が米軍5万5000人と戦闘。テニアンでは8000人が戦闘。日本軍計2万7000人が戦死
⑦拉孟、騰越 （中国、ビルマ戦線）	1944年 6～9月	拉孟（らもう）で日本軍1200人が中国軍と戦闘。騰越（とうえつ）で2000人が戦闘。日本軍の生存者は数十人程度
⑧ペリリュー、アンガウル （パラオ諸島）	1944年 9～11月	ペリリューで日本軍1万人が米軍4万人と戦闘。アンガウルでは1200人が米軍2万人と戦闘。日本軍は計1万人以上が戦死
⑨硫黄島	1945年 2～3月	日本軍2万2000人が米軍6万人と戦闘の末、2万1000人が戦死

- 命令が志願か、→特攻を美化
  命令した側は志願ではなく強制
  志願という名の命令
- 実は日本より投弾を、投下した日本が弱
  兵力はあった。
- 特攻隊を一つ見ると、
  一人の搭乗者へ
  ~~「生きて帰ってくるな」~~
  「生きて帰るな」

◆「特攻」による戦死者数

海軍	航空機（零戦など13機種）	2459人
	桜花	55人
	特殊潜航艇	436人
	回天	104人
	震洋	1082人
	海上特攻（戦艦大和など）	3721人
陸軍	航空機（隼など12機種）	1344人
	義烈空挺隊	88人
	海上挺身隊（小型突撃艇）	266人
	戦車	9人
計		9564人

◆特攻作戦で使用された兵器

航空機(ゼロ戦など)	当初はゼロ戦など大戦初期の主力機が多く使われたが、次第に老朽化した旧式機が中心となった。出撃数は諸説あるが、陸・海軍で計約4000人が戦死した
海軍特攻艇・震洋	ベニヤ製。約6000隻が造られたが、出撃機会は少なく、戦死者の多くはフィリピンの戦闘による
陸軍特攻艇・マルレ	ベニヤ製のモーターボート。爆雷を敵艦近くに落として逃げる想定で開発されたが、多くは体当たり戦法がとられた
人間魚雷・回天	魚雷を改造した特攻兵器。潜水艦で運ばれ出撃したが、潜水艦ごと撃沈されるケースも多かった

◆主な出撃地別の特攻死者数

	航空機	海軍特攻艇	陸軍特攻艇	人間魚雷
沖縄方面 (1945年2～8月)	約2500人	約160人	約140人	約50人
フィリピン方面 (1944年10～1945年1月)	約700人	約930人	約110人	約28人
硫黄島、南洋方面 (1944年11月～1945年2月)	56人			10人
本土周辺、その他	約690人		18人	17人

出兵及び言論統制やテロなどに関る歴史(1)

1869	明治2	東京招魂社を創建（6月）　79年靖国神社に改称
1874	7	＜台湾出兵 5.22-10.31＞
1875	8	＜江華島事件 9.20＞
1884	12	＜甲申事変 12.4＞
1889	22	大日本帝国憲法　法律の範囲で言論の自由を保障
1890	23	教育勅語発布
1893	26	出版法　書籍やビラ、パンフレットが規制対象に
1894	27	＜東学党の乱 5.1-5.11＞ ＜日清戦争 8.1-1985.4.7＞
1899	32	＜義和団の乱 3月-1901.9.7＞
1900	33	＜アモイ事件 8.27-8.29＞ 治安警察法　労働運動の取り締まりが目的
1904	37	＜日露戦争 2.10-1905.9.1＞
1909	42	新聞紙法　社会主義思想の取り締まりが目的
1910	43	韓国併合（8月）
1914	大正3	＜青島攻略 9.2-11.7＞
1917	6	ロシア革命　史上初の社会主義政権が成立
1918	7	＜シベリア出兵 8.2-1925.5.15＞ 富山で米騒動　全国に広まる　大正デモクラシーの機運が高まる
1919	8	ベルサイユ条約（6月）（第一次対戦の戦後処理）
1920	9	森戸事件　東京帝大助教授の筆禍事件
1921	10	安田善次郎暗殺事件（9.28） 原敬首相暗殺事件（11.4）　東京駅で刺殺される
1922	11	イタリアでムッソリーニ政権が成立（10.31）
1923	12	関東大震災で戒厳令　社会運動家や朝鮮人が虐殺される
1925	14	治安維持法　天皇制と資本主義を否定する結社を処罰　普通選挙法が成立
1927	昭和2	＜山東出兵 5.28-1928年＞ 金融恐慌　社会不安から軍部が台頭する契機となる
1928	3	3･15事件　共産主義者、社会主義者を弾圧　張作霖爆投事件（6.4） 改定治安維持法（6.29）　最高刑が死刑に　41年の改正で予防拘禁制度を導入
1929	4	ニューヨークで株暴落（10.24）　世界恐慌へ
1930	5	教員赤化事件　33年までに多数の教員が共産党シンパとして摘発される 浜口首相狙撃事件（11.14）　東京駅で右翼に狙撃され重傷 放送用施設無線電話監督事務処理細則
1931	6	三月事件未遂（3.20）　陸軍急進派の「桜会」と国家主義運動家の大川周明らによるクーデター計画が発覚 十月事件未遂（10月）、 ＜満州事変 9.18-1933.5.31＞
1932	7	血盟団事件（2～3月） ＜上海事変 1.28-5.5＞ 5･15事件　海軍の青年将校らが犬養毅首相を殺害
1933	8	ヒトラーが独首相に就任（1.30）　作家の小林多喜二が特高警察の拷問で虐殺される（2.20） 国際連盟脱退（3月）　神兵隊事件未遂（7.11）
1934	9	文部省に思想局を設置 士官学校事件未遂（11月）
1935	10	永田事件（8.12相沢事件）

1936	11	2･26 事件　陸軍の青年将校が高橋是清蔵相を殺害　思想犯保護観察法を公布 不穏文書臨時取締法成立
1937	12	盧溝橋事件（7 月） <日中戦争 7.7-1945.8.15>　日本軍、南京入城（12 月）大虐殺事件 改定軍機保護法　適用範囲を拡大し、厳罰化
1938	13	<張鼓峰事件 7.31-8.11> 国家総動員法の施行　財産などの制限が可能に
1939	14	第二次世界大戦始まる（9.1～1945.9.2） <ノモンハン事件 5.12-9.15> 軍用資源秘密保護法　天気予報が規制の対象に　映画法
1940	15	日独伊三国同盟調印（9 月） <北部仏印進駐 9.23> 大政翼賛会が発足　町内会などを通じ、日常生活を統制
1941	16	日ソ中立条約調印（4 月） <南部仏印進駐 7.29> 国防保安法　政治的な機密を保護する　外交・財政・経済上の重要情報が「国家機密」になる ハワイ真珠湾攻撃　<太平洋戦争 12.8-1945.8.15> 言論出版集会結社等臨時取締法を公布　新聞事業令　新聞紙等掲載制限令 第 2 次改定治安維持法　取り締まり範囲の拡大
1942	17	横浜事件　編集者ら 4 人が獄死 シンガポール進駐（2 月） バターン死の行進（4 月、フィリピン進駐）　7 万人 100 キロ ガダルカナル島（餓島）の闘い（8 月～1943.2）　2 万人死亡 ミッドウェイ海戦（6 月）　空母 4 隻、戦闘機 285 機
1943	18	アッツ島玉砕（5 月）　2600 人死亡 出版事業令
1944	19	インパール作戦（3～7 月）　3 万人死亡 サイパン島玉砕（6～7 月）　日本本土へ空襲 グアム島、テニアン島玉砕（7～8 月） ペリリュー島、アンガウル島玉砕（9～11 月） レイテ島（10 月）　連合艦隊壊滅
1945	20	米英ソ首脳によるヤルタ会談（2 月） 硫黄島玉砕（2～3 月） 沖縄戦（3 月） ポツダム宣言で日本に降伏勧告（7 月） 広島、長崎に原爆投下（8 月） ソ連が中立条約を破棄し、参戦（8 月） 昭和天皇が終戦の詔勅放送（8 月） 降伏文書に署名（9 月）

大正・昭和初期の主なテロ・クーデター事件

事件名・年月日	首謀者ら	狙われた人など	概要
安田善次郎暗殺事件 1921(大正10)年 9月28日	朝日平吾 (右翼団体代表)	【死亡】安田善次郎 (安田財閥創始者)	朝日の遺書は、「君側の奸」や既成政党への批判が記され、その後の昭和初期テロの先駆とされる
原敬首相暗殺事件 1921(大正10)年 11月4日	中岡艮一 (国鉄職員)	【死亡】原敬首相	中岡は、「原内閣の党利党略優先で国益軽視」とする論調に共鳴。また安田善次郎暗殺事件に影響を受けた
浜口首相襲撃事件 1930(昭和5)年 11月14日	佐郷屋留雄 (右翼青年)	【重傷】浜口雄幸首相 (翌年死去)	浜口内閣が海軍の反対を押し切りロンドン海軍軍縮条約を締結したことに対し、統帥権干犯などと激しい批判が起き、浜口首相が右翼に襲撃された
三月事件 未遂 (計画は31年3月20日ごろ)	橋本欣五郎中佐ら桜会(陸軍)急進派、陸軍幹部、大川周明ら	議会、警視庁など	大川周明らがデモなどで議会を混乱に陥れ、軍部が出動。浜口内閣を倒して、陸相・宇垣一成をかつぎ、軍主導の内閣を樹立するという計画
十月事件 未遂 (計画は31年10月)	橋本欣五郎、長勇少佐ら桜会急進派、大川周明、西田税ら	若槻礼次郎首相や閣僚らと中枢機関	首相・閣僚らを殺害し、警視庁、各新聞社、放送局、電信・電話局、郵便局を占拠し、荒木貞夫中将を首相兼陸相とする新内閣を実現する計画だった。処分は、橋本ら数人を短期の重謹慎にし地方に転出させるなど軽微だった
血盟団事件 1932(昭和7)年 2月、3月	井上日召らのグループ	【死亡】井上準之助前蔵相、団琢磨(三井合名理事長)	井上日召らは元老西園寺公望、犬養毅首相、若槻礼次郎前首相、幣原喜重郎前外相、牧野伸顕内大臣、床次竹二郎鉄相、池田成彬(三井)ら政財界人を次々暗殺する予定だった
5・15事件 1932(昭和7)年 5月15日	古賀清志海軍中尉、三上卓海軍中尉、陸軍士官候補生、愛郷塾生ら	【死亡】犬養毅首相	既成政党や財閥の打倒による昭和維持を掲げ、首相官邸などを襲撃。警視庁や変電所、牧野内大臣邸襲撃などでは大きな被害は出なかったが、社会への影響は大きく、政党内閣の終焉を招いた
神兵隊事件 未遂 (計画は33年7月11日)	右翼青年グループと一部の軍人	閣議中の斎藤実首相と閣僚全員、重臣、政友会・民政党首領、財閥首脳	斎藤内閣を打倒し、東久邇宮内閣を実現させようとした計画。襲撃対象の一つの日本勧業銀行に籠城して、戒厳令の公布を待つ計画。戒厳令下に設置する臨時内閣の運営構想を持つなど大がかりな計画だったが、決行日前夜に集合したところで検挙され未遂

士官学校事件 (11 月事件) 未遂 (検挙は 34 年 11 月)	村中孝次大尉、磯部浅一中尉、片岡太郎中尉ら陸軍皇道派青年将校	元老、重臣、警視庁	統制派の辻政信大尉らの通報で、村中らを事前に検挙。以後、統制派と皇道派の対立が激化
永田事件 (相沢事件) 1935(昭和 10)年 8 月 12 日	相沢三郎中佐(皇道派)	【死亡】永田鉄山陸軍省軍務局長(統制派)	皇道派・真崎甚三郎教育総監の更迭は、永田の画策によるものと怒った相沢が、陸軍省内の軍務局長室で永田を斬殺。相沢は死刑
2・26 事件 1936(昭和 11)年 2 月 26 日	香田清貞歩兵大尉、安藤輝三歩兵大尉、栗原安秀歩兵中尉ら皇道派率いる陸軍約 1400 人	【死亡】斎藤実内大臣、高橋是清蔵相、渡辺錠太郎教育総監 【重傷】鈴木貫太郎侍従長 【避難】岡田啓介首相、牧野伸顕前内大臣	天皇は行動部隊を反乱部隊として鎮圧。特設軍法会議が設置され、第 1 回の判決は 7 月 5 日。香田ら 17 人が死刑となり、15 人が 7 月 12 日に処刑(銃殺)された。その後 2 人が死刑。刑死者は北一輝、西田税を含む 19 人

宗教と治安維持法

◆治安維持法違反等による宗教関係者の主な検挙事件

検挙年	事件名	容疑
大正10(1921)	大本不敬事件（大本教第一次弾圧）	不敬罪、新聞紙法違反
昭和3(1928)	ほんみち（天理本道）不敬事件	不敬罪
昭和10(1935)	大本教第二次弾圧	治安維持法違反、不敬罪
昭和11(1936)～昭和12(1937)	ひとのみち幹部検挙・解散事件	不敬罪
昭和11(1936)～昭和13(1938)	新興仏教青年連盟事件	治安維持法
昭和13(1938)	ほんみち（天理本道）事件（第二次弾圧）	治安維持法違反、不敬罪
昭和14(1939)	灯台社事件	治安維持法違反
昭和16(1941)	耶蘇基督之新約協会事件	治安維持法違反
昭和16(1941)	本門仏立講勝川本部事件	治安維持法違反
昭和17(1942)	日本ホーリネス教会事件（日本聖教会、きよめ教会、きよめ教会長老派検挙事件）	治安維持法違反
昭和17(1942)	創価教育学会	治安維持法違反、不敬罪
昭和17(1942)	大日教事件	治安維持法違反
昭和18(1943)	無宗派キリスト教事件（浅見仙作検挙事件）	治安維持法違反

◆宗教団体等の活動を規制したと考えられる戦前の主な法律

法律名	主な条文
新聞紙法 明治 42 年法律第 45 号	• 新聞だけでなく、定期刊行物も対象とする
出版法 昭和 26 年法律第 15 号	• 出版法における「出版物」は、新聞紙法の適用外となる刊行物すべてをいう
治安警察法 明治 33 年法律第 36 号	• 政治結社の結成や政治集会を行う場合、警察官署への届出を義務付け。政治に関する結社・集会でなくとも、安寧秩序のために必要と認められる場合、警察官署への届出を義務付け • 警察官が安寧秩序のために必要と認める場合、集会を制限、禁止又は解散できる • 軍人、警察官、宗教家、教員及び学生等の政治結社への加入を禁止
宗教団体法 昭和 14 年法律	• 宗教団体法上の宗教団体の設立、規則変更、法人格の取得及び合併・解散を行う場合、非包括団体に地方長官の認可を、包括団体に文部大臣の認可を義務付け
治安維持法 昭和 16 年法律第 54 号	
言論、出版、集会、結社等臨取締法 昭和 16 年法律第 97 号	• 政治結社の結成や政治集会を行う場合、行政官庁の許可取得を義務付け。行政官庁が必要と認める場合、許可を取消し又は禁止できる • 行政官庁が安寧秩序を乱し又は風俗を害すると認める場合、販売及び頒布を禁止するだけでなく、当該発行人による他の出版物をも発行を停止できる
国家総動員法 昭和 13 年法律第 55 号 新聞事業令 昭和 16 年勅令第 1107 号 出版事業令 昭和 18 年勅令第 82 号 新聞紙等掲載制限令 昭和 16 年勅令第 37 号	• 国家総動員法関係（事業統制等に関する勅令） • 国家総動員法関係（新聞その他の出版物に関する勅令）

出兵及び言論統制やテロなどに関る歴史（2）

1869	明治 2	東京招魂社を創建（6 月）　79 年靖国神社に改称
1874	7	＜台湾出兵 5. 22-10. 31＞
1875	8	＜江華島事件 9. 20＞
1884	12	＜甲申事変 12. 4＞
1889	22	大日本帝国憲法　法律の範囲で言論の自由を保障
1893	26	出版法　書籍やビラ、パンフレットが規制対象に
1894	27	＜東学党の乱 5. 1-5. 11＞ ＜日清戦争 8. 1-1985. 4. 7＞
1899	32	＜義和団の乱 3 月-1901. 9. 7＞
1900	33	＜アモイ事件 8. 27-8. 29＞ 治安警察法　労働運動の取り締まりが目的
1904	37	＜日露戦争 2. 10-1905. 9. 1＞
1909	42	新聞紙法　社会主義思想の取り締まりが目的
1910	43	韓国併合（8 月）
1914	大正 3	＜青島攻略 9. 2-11. 7＞
1917	6	ロシア革命　史上初の社会主義政権が成立
1918	7	＜シベリア出兵 8. 2-1925. 5. 15＞ 富山で米騒動　全国に広まる　大正デモクラシーの機運が高まる
1919	8	ベルサイユ条約（6 月）（第一次対戦の戦後処理）
1920	9	森戸事件　東京帝大助教授の筆禍事件
1921	10	安田善次郎暗殺事件（9. 28） 原敬首相暗殺事件（11. 4）　東京駅で刺殺される
1922	11	イタリアでムッソリーニ政権が成立（10. 31）
1923	12	関東大震災で戒厳令　社会運動家や朝鮮人が虐殺される
1925	14	治安維持法　天皇制と資本主義を否定する結社を処罰　普通選挙法が成立
1927	昭和 2	＜山東出兵 5. 28-1928 年＞ 金融恐慌　社会不安から軍部が台頭する契機となる
1928	3	3･15 事件　共産主義者、社会主義者を弾圧　張作霖爆投事件（6. 4） 改定治安維持法（6. 29）　最高刑が死刑に　41 年の改正で予防拘禁制度を導入
1929	4	ニューヨークで株暴落（10. 24）　世界恐慌へ
1930	5	教員赤化事件　33 年までに多数の教員が共産党シンパとして摘発される 浜口首相狙撃事件（11. 14）　東京駅で右翼に狙撃され重傷 放送用施設無線電話監督事務処理細則
1931	6	三月事件未遂（3. 20）　陸軍急進派の「桜会」と国家主義運動家の大川周明らによるクーデター計画が発覚 十月事件未遂（10 月）、 ＜満州事変 9. 18-1933. 5. 31＞

1932	7	血盟団事件（2～3月） ＜上海事変 1.28-5.5＞ 5･15事件　海軍の青年将校らが犬養毅首相を殺害
1933	8	ヒトラーが独首相に就任（1.30）　作家の小林多喜二が特高警察の拷問で虐殺される（2.20） 国際連盟脱退（3月）　神兵隊事件未遂（7.11）
1934	9	文部省に思想局を設置 士官学校事件未遂（11月）
1935	10	永田事件（8.12相沢事件）
1936	11	2･26事件　陸軍の青年将校が高橋是清蔵相を殺害　思想犯保護観察法を公布 不穏文書臨時取締法成立
1937	12	盧溝橋事件（7月） ＜日中戦争 7.7-1945.8.15＞　日本軍、南京入城（12月）大虐殺事件 改定軍機保護法　適用範囲を拡大し、厳罰化
1938	13	＜張鼓峰事件 7.31-8.11＞ 国家総動員法の施行　財産などの制限が可能に
1939	14	第二次世界大戦始まる（9.1～1945.9.2） ＜ノモンハン事件 5.12-9.15＞ 軍用資源秘密保護法　天気予報が規制の対象に　映画法
1940	15	日独伊三国同盟調印（9月） ＜北部仏印進駐 9.23＞ 大政翼賛会が発足　町内会などを通じ、日常生活を統制
1941	16	日ソ中立条約調印（4月） ＜南部仏印進駐 7.29＞ 国防保安法　政治的な機密を保護する　外交・財政・経済上の重要情報が「国家機密」になる ハワイ真珠湾攻撃　＜太平洋戦争 12.8-1945.8.15＞ 言論出版集会結社等臨時取締法を公布　新聞事業令　新聞紙等掲載制限令 第2次改定治安維持法　取り締まり範囲の拡大
1942	17	横浜事件　編集者ら4人が獄死 シンガポール進駐（2月） バターン死の行進（4月、フィリピン進駐）　7万人100キロ ガダルカナル島（餓島）の闘い（8月～1943.2）　2万人死亡 ミッドウェイ海戦（6月）　空母4隻、戦闘機285機
1943	18	アッツ島玉砕（5月）　2600人死亡 出版事業令
1944	19	インパール作戦（3～7月）　3万人死亡 サイパン島玉砕（6～7月）　日本本土へ空襲 グアム島、テニアン島玉砕（7～8月） ペリリュー島、アンガウル島玉砕（9～11月） レイテ島（10月）　連合艦隊壊滅

1945	20	米英ソ首脳によるヤルタ会談（2 月） 硫黄島玉砕（2～3 月） 沖縄戦（3 月） ポツダム宣言で日本に降伏勧告（7 月） 広島、長崎に原爆投下（8 月） ソ連が中立条約を破棄し、参戦（8 月） 昭和天皇が終戦の詔勅放送（8 月） 降伏文書に署名（9 月）
1946	21	極東国際軍事裁判（東京裁判）開廷（5 月） 日本国憲法公布（11 月）　戦争放棄、政権分離規定
1948	23	Ａ級戦犯 25 被告に有罪判決（11 月） 東条英機、広田弘毅両元首相ら 7 人絞首刑（12 月） 岸信介氏らＡ級戦犯容疑者を釈放（12 月）
1949	24	中華人民共和国が設立（10 月）
1950	25	朝鮮戦争始まる（6. 25～1953. 7. 27） 警察予備隊発足（8 月）、保安隊へて 54 年自衛隊に
1951	26	サンフランシスコ講和条約調印（9 月）、独立回復 日米安保条約に署名（9 月）
1953	28	衆院「戦争犯罪による受刑者赦免決議」（8 月）
1956	31	厚生省が靖国神社合祀事務協力要綱つくる（4 月） 日ソ国交回復（10 月）
1959	34	ＢＣ級戦犯の靖国神社への合祀始まる（4 月）
1960	35	新日米安全保障条約に署名（1 月）
1965	40	日韓基本条約調印（6 月）
1972	47	ニクソン米大統領訪中（2 月） 日中国交正常化（9 月）
1975	50	ベトナム戦争終結（4. 30） 昭和天皇が最後の靖国神社参拝（11 月）
1978	53	東条元首相らＡ級戦犯 14 人を合祀（10 月）
1985	60	中曽根康弘首相が靖国神社公式参拝（8 月）
1989	平成元	米ソ首脳会談で東西冷戦終結宣言（12 月）
1991	3	ソ連崩壊（12 年）
1993	5	河野洋平官房長官が従軍慰安婦の強制性認める談話（8 月） 細川護熙首相が「侵略戦争」と認める発言（8 月）
1995	7	村山富市首相が侵略への反省と謝罪の談話（8 月）
2001	13	小泉純一郎首相が靖国参拝（8 月）
2013	25	安倍晋三首相が靖国参拝（12 月）